

## 農業経営基盤強化事業事務取扱交付金（継続）

【平成20年度概算決定額：1,752,811（1,798,302）千円】

### 対策のポイント

農地法の規定により法定受託事務として都道府県知事が行う農地等の取得、管理及び処分に必要な経費を都道府県知事に交付します。

（国有農地等の現状）

国有農地等の管理状況は平成18年度末現在4,613ha（国有農地651ha、開拓財産3,963ha）となっています。これらの財産は自作農創設等のため農業者に売渡し、また、農業上の利用に適さなくなったものは旧所有者等に売払うこととしています。

### 政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上

<平成17年>

約4割

→

<農業構造の展望（平成27年）>

7～8割程度

### <内容>

自作農の創設維持その他土地の農業上の利用関係の調整のため都道府県が行う以下の事務は、地方財政法第10条の4に規定される専ら国の利害に関係のある事務に該当し、その経費は地方公共団体に負担させることができないことから、当該事務を行うのに要する経費を都道府県に交付しています。

#### 1 国有財産管理等事務取扱交付金

##### （1）経理事務取扱交付金

土地の売渡の対価、賃借料等の債権管理及び徴収に関する事務及び農地等の買収の対価、補償金等の支払いに関する事務経費

##### （2）国有財産管理事務交付金

国有農地等及び開拓財産の管理に関する事務経費

##### （3）国有財産売払事務取扱交付金

国有農地等及び開拓財産の売り払いに関する事務経費

##### （4）農地等買収売渡事務取扱交付金

農地等の買収及び売渡等に関する事務経費

#### 2 業務関係事務取扱交付金

都道府県で行う法定受託事務の業務に要する事務的経費

【事業実施主体：都道府県】

【補助率：10/10】

【担当課：経営局構造改善課（03-3502-6445（直））】